別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚（生後３日を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり鉄100mg以下及びトルトラズリル20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前56日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～９　（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～９　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十二日

農林水産大臣　野上浩太郎

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成十六年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。